

第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

令和5年の人口動態統計では、全国における出生数及び合計特殊出生率が過去最低を更新し、ともに8年連続で前年を下回るなど、我が国の少子化は推計を上回るペースで進行しており、歯止めがかからない状況が続いています。

さらに、児童虐待の相談対応件数と不登校の件数が過去最多を更新したことを始め、こどもの貧困やヤングケアラーの問題、共働き世帯の増加に伴う仕事と子育ての両立の難しさなど、こどもや子育て家庭が抱える課題は多岐に渡り、深刻さが増しています。

こうした背景の下、国では令和5年4月の「こども家庭庁」の発足に合わせ、「こども基本法」を施行し、次代の社会を担う全てのこどもが、権利の擁護を図られながら、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進しています。

また、同年12月に閣議決定した「こども大綱」において、これまで別々に作成・推進してきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が明示されるとともに、こども基本法において、市町村は、こども大綱を勘案した「こども計画」の策定に努めることとされています。

一方、本市では、令和4年度に策定したまちづくりの最上位計画である「上越市第7次総合計画」（計画期間：令和5年度～令和12年度）の基本目標の一つに「次代を担うひとを育むまち」を位置付けるとともに、その実現に向け、こども政策の総合的な指針である「上越市子ども・子育て支援総合計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）において、具体的な目標を定め、各種施策について進捗管理を行いながら、安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに育つ教育・社会の環境の整備を着実に推進してきました。

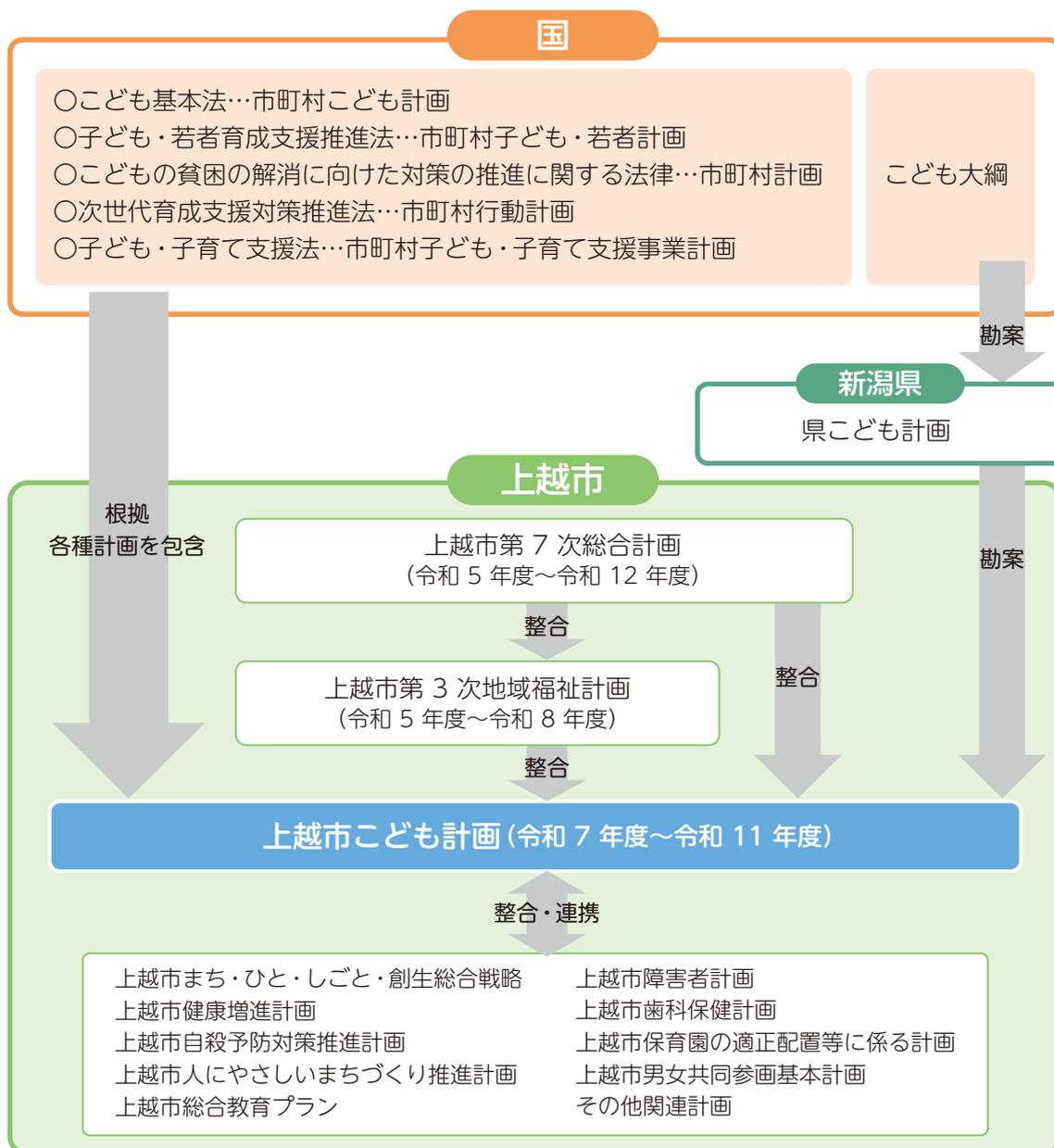
この度、「上越市子ども・子育て支援総合計画」の計画期間の終了に当たり、各種施策のより一層の推進を図るため、これまでの計画の基本理念や取組を継承しつつ、アンケート調査や意見の聴き取りで把握した子育て家庭の状況やこどもの意見を十分に勘案した上で、こども基本法やこども大綱に基づく新たな視点や取組を取り入れながら、こども、子育て施策の総合的な指針として「上越市こども計画」を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」です。

これまでの「上越市子ども・子育て支援総合計画」で包含していた「子ども・子育て支援法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧：子どもの貧困対策の推進に関する法律）」、「次世代育成支援対策推進法」及び「上越市子どもの権利に関する条例」に基づく各種計画に加え、新たに「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含しています。

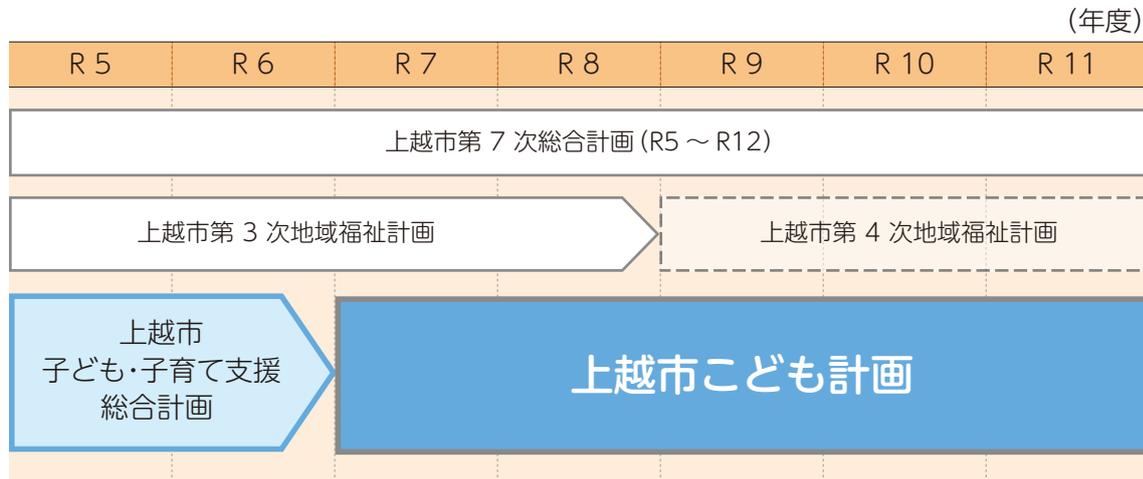
本計画の策定に当たっては、「上越市子ども・子育て支援総合計画」の基本的な考え方について、現状やこどもの意見、各種法律等に照らし再整理した上で継承するとともに、直近に策定された市の最上位計画である「上越市第7次総合計画」、福祉分野の上位計画である「上越市第3次地域福祉計画」及びその他関連計画との整合を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

計画期間内において、「上越市総合計画」、「上越市地域福祉計画」及び関連計画と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象

「子ども・子育て支援法」では「子ども」を18歳未満と定義しており、同法に基づき策定した「上越市子ども・子育て支援総合計画」においては主に18歳未満の子ども及び子育て家庭を計画の対象とし、様々な施策を推進してきました。

こども基本法における「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢で必要なサポートが途切れないよう、それぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが示されています。

本計画では出生から青年期までを含む幅広い世代を「こども」と表記し、そのうち、おおむね思春期から40歳未満までを「若者」としています。

また、こども基本法の理念に基づき、全ての子ども・子育て家庭を始め、地域、教育・保育機関、企業、行政など、子育てに関わる全ての市民や団体を対象とします。

なお、「こども」の表記について、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

【上越市子ども計画における子ども・若者のイメージ】



5 計画の策定に向けた検討体制

(1) 上越市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者のほか、事業者、労働者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者及び公募に応じた市民からなる「上越市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査

本計画策定に当たっての基礎資料とするため、市内のこどものいる世帯の生活実態等を把握するとともに、子ども・子育て世帯を取り巻く現状や、抱えている課題を整理することを目的に実施し、その結果から今後の支援に向けた施策の方向性等に反映しました。(アンケート調査結果の概要は「資料編」を参照)

(3) こどもの意見の聴き取り

こども基本法において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこどもなどの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられました。

本計画の策定に当たり、学校や地域のイベント等に出向き、多様な意見を聴取しました。また、施策の当事者である市内の高等学校の生徒が、放課後等の居場所について自らが考え、積極的に意見を表明する好事例も生まれています。これらの貴重な意見を十分に勘案し、今後の支援に向けた施策の方向性等に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施（令和6年12月25日から令和7年1月23日まで実施）

計画案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。